

緊急時の対応について

1. 気象警報発令時

午前7時現在、西宮市に「暴風」、「レベル3大雨」、「レベル3土砂災害」、「レベル3氾濫」、「大雪」「暴風雪」のいずれかの警報または特別警報のいずれかが発令された場合は、臨時休校とする。

① 西宮市以外の気象警報に際しては、下記のように対処する。

ア 平常授業日の場合

居住地が西宮市以外で、上記警報または特別警報が居住地(例 尼崎市のみ等)に発令された場合、発令中は自宅待機とし、その後7時までに解除された場合は、それから通学する。遅刻・欠課は学級担任の確認により公欠扱いとする。

イ 定期考査中の場合

生徒の居住地のいずれかに午前7時現在、上記の警報又は特別警報のいずれかが発令中の場合臨時休校とする。

※ 生徒居住地は学校に登録している住所とする。

※ 臨時休校により当日実施できなかった考査は、考査最終日の次の平常授業日に実施する。

2. 交通機関が運行されない場合

気象状況、計画運休等により、JR、阪急電車、阪急バス、阪神電車、阪神バス、さくらやまなみバスのうち、いずれか1社が運行されない場合は、自宅待機とする。(事故による運休は含まない)

※ 臨時休校の該当となる区間

【臨時休校対象区間】

JR 西日本・・・神戸線【さくら夙川～甲子園口】

阪急電車・・・神戸線【夙川～西宮北口】、今津線【仁川～今津】、甲陽線【夙川～甲陽園】

阪急バス・・・1、2、6、7系統

阪神電車・・・本線【香栞園～武庫川】

阪神バス・・・鷲林寺線

さくらやまなみバス・・・金仙寺系統

① 交通機関の再開に際しては、下記のように対処する。

ア 平常授業日の場合

7:00 までに再開	平常通り登校し、平常授業を受ける。
7:00 以降に再開	臨時休校とする。

イ 定期考査中の場合

7:00 までに再開	平常通り登校し、考査を受ける。
7:00 以降に再開	臨時休校とする。

臨時休校により当日実施できなかった考査は、考査最終日の次の平常授業日に実施する。

※交通機関の運休等によると判断できる遅刻・欠課は学級担任の確認により公欠扱いとする。

3.その他、特別な事情が発生した場合

地震や停電等、不測の事態が発生し、生徒の安全が確保されないと学校長が判断した場合、臨時休校とする。